

進路だより

第3号

岡山県立岡山瀬戸高等支援学校 進路・就労支援係 令和8年6月19日（金）

アルバイトについて

しばらくすると長期休みが始まります。皆さんの中には、この期間を利用して、アルバイトを体験したいと考えている人や、現場実習先の事業所から「アルバイトに来ませんか？」と嬉しいお誘いを受けた人もいるかもしれません。

本校ではアルバイトは届出をすることで可能ですが、次の点に注意してほしいと思います。

【ガイドラインより】

- ・アルバイトをする場合には、担任の先生に必ず相談しましょう。
- ・アルバイト届を提出する必要があります。
- ・学校の授業に影響がない範囲で、アルバイトをしましょう。ただし、実習中（前後の土日を含む）は禁止です。

※ 実習中とは、実習前後の土日、実習開始一週間前を含む。

※ 勤務時間は、遅くとも21時までが望ましい。

以上のことを、保護者の方もご理解いただくとともに、生徒の皆さんはアルバイト先にも伝えましょう。

【進路決定に関連して】

アルバイトは、「特定求職者雇用開発助成金（特開金）」との関連があります。特定求職者雇用開発助成金は、ハローワークを通じて雇用契約が成立した場合に、雇用条件や障害の程度等により、定められた要件を満たした事業所が、ハローワークから一定の助成金を受け取ることができる制度です。

ただし、雇用以前に、その事業所において、アルバイト等を行った事実があると、ハローワークからの職業紹介は不要とみなされ、助成金の対象にならず、事業所にご迷惑をおかけすることになる場合があります。

将来就職を希望する職種と関連があるかどうかを検討する必要があるため、アルバイト先を選ぶときには、担任の先生に事前に必ず相談をしましょう。

